

議案第 96 号

渋川市通学バス条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市通学バス条例の一部を改正する条例

渋川市通学バス条例（平成 23 年渋川市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表 1 1 の項中「上白井地区 上中郷地区の一部（浅田地区）」を「上白井地区の一部 中郷地区の一部」に改め、同表 1 2 の項中「～子麓」を削り、「子麓地区 上中郷地区の一部（加生地区）」を「中郷地区の一部 上白井地区の一部」に改め、同表 1 3 の項中「横堀地区」の次に「の一部」を加え、同表 1 4 の項中「吹屋地区の一部 白井地区」を「白井地区の一部」に、「吹屋地区の一部（ただし、登校時の利用は、吹屋一番地区及び吹屋二番地区のみとする。） 吹屋原地区の一部（ただし、下校時の利用とする。） 白井地区」を「白井地区の一部」に改め、同表 1 7 の項中「真壁地区の一部」を「真壁地区の一部 箱田地区の一部」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

通学バスの運行区間及び利用対象者の見直しに伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市通学バス条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案					現 行				
（運行区間及び利用対象者） 第2条 通学バスの運行区間及び利用対象者は、次のとおりとする。					（運行区間及び利用対象者） 第2条 通学バスの運行区間及び利用対象者は、次のとおりとする。				
番号	路線名	運行区間	利用対象者		番号	路線名	運行区間	利用対象者	
			以下の地区の児童	以下の地区の生徒				以下の地区の児童	以下の地区の生徒
1	五輪平線	五輪平～古巻公民館	有馬地区の一部	行幸田地区の一部	1	五輪平線	五輪平～古巻公民館	有馬地区の一部	行幸田地区の一部
（略）					（略）				
1 1	上白井線	上白井～中郷小学校～子持中学校	上白井地区の一部 中郷地区の一部		1 1	上白井線	上白井～中郷小学校～子持中学校	上白井地区 上中郷地区の一部（浅田地区）	
1 2	中郷線	加生_____～中郷小学校～子持中学校	中郷地区の一部 上白井地区の一部		1 2	中郷線	加生～子麓～中郷小学校～子持中学校	子麓地区 上中郷地区の一部（加生地区）	
1 3	横堀線	横堀～長尾小学校～子持中学校	横堀地区の一部		1 3	横堀線	横堀～長尾小学校～子持中学校	横堀地区_____	
1 4	白井線	白井～長尾小学校～子持中学校	白井地区の一部	白井地区の一部	1 4	白井線	白井～長尾小学校～子持中学校	吹屋地区の一部 白井地区	吹屋地区の一部（ただし、登校時の利用は、吹屋一番地区及び吹屋二番地区のみとする。） 吹屋原地区の一部（ただし、下校時の利用とする。） 白井地区
（略）					（略）				
1 7	下箱田・赤城山線	下箱田～上箱田～赤城山～上南室～北橘中学校～橘小学校	赤城山地区 上南室地区の一部 上箱田地区の一部 下箱田地区の一部	赤城山地区 上南室地区の一部 上箱田地区の一部 下箱田地区の一部 真壁地区の一部	1 7	下箱田・赤城山線	下箱田～上箱田～赤城山～上南室～北橘中学校～橘小学校	赤城山地区 上南室地区の一部 上箱田地区の一部 下箱田地区の一部	赤城山地区 上南室地区の一部 上箱田地区の一部 下箱田地区の一部 真壁地区の一部

箱田地区の一部

(略)

2 (略)

(略)

2 (略)